



報道関係者各位

令和6年1月25日 感染症対策センター感染症対策グループ 感染症対策監 大森 栄治 電話 055-223-1490

山梨県のインフルエンザの発生状況について (富士・東部保健所管内 注意報レベル入り)

令和6年第3週(1月15日~1月21日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数 富士・東部保健所管内:12.44 人*1

注意報レベル基準値の 10.00 以上となったことから、**富士・東部保健所管内はインフルエ ンザの注意報レベル*2** に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【富士·東部保健所管内】 9 定点医療機関の合計報告数 112 人 112 人÷9 医療機関=12.44

※2 県内全体で1定点医療機関あたりの報告数が

1.00 を超える 流行入りの目安

保健所管内で1定点医療機関あたりの報告数が

10.00 以上 注意報レベル

保健所管内で1定点医療機関あたりの報告数が

30.00 以上

警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部
3週(1/15~1/21)	19. 05	29. 92	14. 57	20. 33	12. 44
2週(1/8~1/14)	11. 63	14. 85	14. 57	10.00	8. 44
1週(1/1~1/7)	8. 44	7. 69	7. 29	13. 67	10. 22
52週(12/25~12/31)	18. 41	23. 54	17. 29	6. 33	18. 56
51週(12/18~12/24)	21.00	25. 92	23. 86	5. 33	23. 67

参考) 甲府市				
13.00				
8. 44				
6.89				
15. 78				
14. 22				

●感染症対策センター医師からのメッセージ(要約)

インフルエンザは小さい子供と高齢者にとって命に係わる感染症です。感染の山が越えるまでは個人でできる対応を続けましょう。感染防止対策として、マスクの着用や手指のアルコール消毒などを活用しましょう。また、熱がある、のどが痛い、などの症状があるときは、無理をせずに自宅で療養するようにしましょう。

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避けるようにしましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔を そむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ 早めの医療機関の受診をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。
 - ※学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日) は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。